

日本企業部門ニュースレター

ポーランド・2009年11月・第2号

関税 & 国際貿易



連絡先:

山崎 俊幸
マネージャー
Tel: 48-71-356-1203
Mobile: 48-519-507-503
t.yamasaki@pl.pwc.com

発行人:

森山 進
地域統括パートナー
Tel: 48-22-523-4971
steve.moriyama@pwc.be

PwC ポーランド
www.pwc.com/pl
www.taxonline.pl

PwC ベルギー・中東欧
www.pwc.com/jp/ja/japan-
desk/belgium

© 2009 PricewaterhouseCoopers Sp. z o.o.
プライスウォーターハウスクーパースとは、
PricewaterhouseCoopers Sp. z o.o.、または、プライスウォー
ターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしは
そのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離
独立した法的組織となっています。

EU – 韓国 自由貿易協定 (Free Trade Agreement)

イントロダクション

韓国と EU が FTA 締結に合意した。2010 年後半には、双方によって正式に承認され発効される見込みである。この FTA 合意により、EU・韓国間の貿易取引はより簡素化されることが想定される。たとえば:

- 関税の撤廃 – FTA 発効後 5 年以内に、工業製品にかかる関税の撤廃が予定されている。大部分の関税は承認後、即座に廃止される。下記のようなエレクトロニクス製品が、その対象である:
 - 偏光プリズム (CN 9001 20) – 現在の関税率 2.9%
 - バックライト (CN 9405 40) – 現在の関税率 4.7%
 - ドライブ IC (CN 8529 90) – 現在の関税率 3%
 - ケーストップ (CN 8529 90) – 現在の関税率 3%

モニターやセットトップボックスのような関税撤廃の影響を受けやすい製品については、将来にわたって段階的に廃止される予定である。

- 関税・貿易促進制度の導入 – 通関手続きの簡易化、能率化 (通関手続きに係るコストの縮減、出荷前調査の廃止など)。これらの恩恵は、AEO (Authorised Economic Operator) 資格を有する企業から、まず適用されるものと考えられる。
- 非関税障壁の制限と貿易上の技術的障害の縮減 – 貿易取引上の様々な技術的障害が排除されると期待されている。
- 関税還付手続きの適用 – 例えば中国などの第 3 国からの輸入品 (製品製造に利用される部品など) に対して支払われた関税に対して、最終製品が輸出された後であれば、還付申請を行なうことができるとしている。

FTA 導入を見越して準備すべきこと

EU 域内の輸入業者

用意周到に準備できた企業のみが、この FTA による関税の撤廃もしくは優遇的な関税取り扱いの恩典を受けることができる。その主たる条件は、対象となる輸入物品が「特恵原産地」証明を得ていることである。この原産地証明を受けるためには、一定の基準を満たす必要がある。韓国で製造された偏光プリズムを例にとると、その製造に利用された原材料・部品のうち、韓国製部材の価値総額が、工場出荷時点価格の 50%以上であるときのみ、特恵原産地を有するものとして取り扱われる。

韓国から物品を輸入する企業は、FTA で認められた特恵関税に関する原産地規則を適切に満たしているかを検証するために、原産地分析を実施することが望ましい。つまり、事後的に EU へ輸出される物品の製造過程において、その韓国の製造業者へ部品などを供給している取引先を明確にしておく必要がある。

さらに、物品の原産地については、輸出業者が発行する特定の証憑書類によって証明する必要がある。このため、韓国から物品を輸入し EU 域内で事業活動を行っている企業は、必要書類について、取引先とあらかじめ適切な合意を取りつけておくことが肝要である。

物品の原産地を証明する文書は、関税当局によって認められた法人が発行したもののみが有効とされるため、EU の輸入業者は、取引先の韓国供給元企業が、韓国の関税当局より「認定輸出業者」の資格を適切に入手していることを確認することが求められる。

また、特恵関税率の適用が、特定の関税コード分類に基づく点には注意を要する。このため、輸入品の関税コード分類が適切に行われているかを精査しておくことが重要となる。この検証を通じて、関税分類が適切か、輸出業者が適切に原産地規則の運用を行ってきているか、対象物品の輸入にあたって FTA に基づく関税撤廃の便益を将来的に享受することができるかの判断が可能となる。

EU 域内の製造業者 / 輸出業者

EU 域内の製造業者にとっては、それぞれの原材料の仕入先(原産地)を検証することが重要である。これに加えて、韓国製の原材料を使用して製造活動を行い、その後、EU と FTA を締結している他の国(南アフリカ、メキシコ、エジプトなど)へ最終完成品を輸出しているような場合にも、この EU・韓国 FTA が重要な意味を帯びてくる。他の FTA 国への輸出品について、一定の条件を満たせば、他国に所在する得意先までも、特恵関税率もしくは免税措置の恩典を受けることができるかもしれない。

例えば、ポーランド国内の製造業者が、ポーランド製、韓国製、中国製の 3 種類の原材料を使用して、メキシコ向けの製品生産を行っていたとする。EU・メキシコ間の FTA の下でも同様に、その製品がヨーロッパを特恵原産地とした認定を受けることができれば、メキシコへの輸出の際に特恵関税を適用可能となる。従来は、ポーランド製の原材料のみがこの特恵原産地認定の計算対象であったが、EU・韓国 FTA の発効によって、韓国製原材料もこの計算範囲に含めることが可能となるため、他国への出荷にあたって、特恵原産地認定を受けることがより容易になると考えられる。

EU 域内の製造業者は、EU 域外の他の FTA 国に属する得意先への製品販売についても、EU を原産地とした特恵関税率や免税措置の便益を受けることが可能か否かを、EU・韓国間 FTA の発効にあわせて検証されたい。

日本政府の対応

日本国政府は、経済連携協定 (EPA: Economic Partnership Agreement) の締結に向けて、EU との交渉を始める意向を示したばかりである。EPA は、FTA の構成要素 (財・サービスの貿易自由化) のみならず、貿易以外の領域 (人的交流、投資、政府調達、二国間協力等) も含む包括的な協定である。

追加情報

御社が、韓国から EU 域内へ物品の輸入を行っている場合、この FTA がビジネスに与える影響は甚大かもしれません。追加の詳細情報にご興味ございましたら、お気軽に山崎までご連絡ください。

EU・韓国 FTA - 日系企業にとってのインパクトは？

- ・ 韓国企業の EU 市場での価格優位性が増大、輸入量の増大 (特に、自動車、デジタル家電分野)
- ・ 現地企業が韓国企業との取引を選好する可能性増大
- ・ 日系企業にのみ、製品開発・設計に伴う関税分類リスクが残存
- ・ 原材料・部品等の現地調達の拡大が課題
- ・ 非価格面での競争力増強が必要
- ・ 関税の節税スキームの導入の検討が必要